

西宮を花と緑にする会補助金交付要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、西宮市民憲章の精神にのっとり市民があいたずさえて、“みどりと青空の明るいまち”づくりの実践に努めることを目的とする西宮を花と緑にする会（以下、「会」という。）に対する補助金の交付について、「補助金等の取扱いに関する規則」（昭和 57 年西宮市規則第 81 号。以下、「規則」という。）に規定するもののほか、必要事項を定める。

(補助金の交付)

第 2 条 市は、予算の範囲内において、会が行う次の各号の事業に要する経費の一部について補助をすることができる。

- (1) 緑化推進事業
- (2) その他市長が認める事業

(その他)

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3 年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。